

標 題：

標題：

ガスカリヤに対する

MARPOL 73 /78附属書Ⅱの適用

NK テクニカル インフォメーション

No. 54

昭和61年11月5日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ケミカルタンカーに対する MARPOL 73/78附属書Ⅱの適用につきましては、既に、テクニカルインフォメーションNo.38（昭和60年7月22日付）及びNo.50（昭和61年8月25日付）でお知らせしておりますが、同附属書Ⅱの付録Ⅱに掲げられた有害液体物質を運送するガスカリヤに対しても同附属書Ⅱが昭和62年4月6日より適用されることになります。

ガスカリヤに附属書Ⅱを全面的に適用するのは、実質上不可能であるために、附属書Ⅱに掲げられている物質はガスカリヤでは、昭和62年4月6日以降、運送することができなくなります。ただし、附属書Ⅱ及びガスカリヤコードの両方に掲げられている添付1に示す物質の運送につきましては、附属書Ⅱの第2(5)及び(6)規則の同等要件に基づく添付2のIMOの統一解釈（MEPC 22/21/Add.1, Annex 7）が採択されています。この同等措置が採られたガスカリヤは、これらの物質が運送できることになります。

この同等措置の適用に当たりましては、

- (1) ガスカリヤコード（建造時期に応じて、IGCコード/A.328（IX）/A.329（IX）/既存船コードのいずれか）に従う適合証書の所持
- (2) 附属書Ⅱ第5 A(2)(b)、4(b)規則のストリップング要件に適合するための水試験及び表面付着残留物量の計算の取扱い
- (3) 承認された通風装置の取扱い
- (4) 主管庁が承認した方法と設備のマニュアル（P & Aマニュアル）の作成

等の問題点を明確にする必要があります。現在、弊会としましても、これに対応するために関係当局と協議中であり、具体的な適用の方法につきましては、後日、あらためてお知らせする予定です。

現在、添付1に示す物質を運送している船舶又は今後運送しようと計画している船舶につきましては、上記の事情を御考慮の上、附属書Ⅱの適用に対する準備を進められるよう御案内申し上げます。又、附属書Ⅱは、トン数にかかわらず内航船を含めた全ての船舶に適用されることを念のために申し添えます。

なお、上記の件に関しましては、不明な点がございましたら、弊社船体部貨物船にお問い合わせ下さい。

敬 具

添付1：附属書Ⅱが適用されるガスキャリアコードの物質

2：ガスキャリアに対する同等措置（MEPC 22/21/Add.1, Annex 7）

VOID

現在、添付1に示す物質を運送している船舶又は今後運送しようとして計画している船舶につきましては、上記の事情を御考慮の上、附属書Ⅱの適用に対する準備を進められるよう御案内申し上げます。又、附属書Ⅱは、トン数にかかわらず内航船を含めた全ての船舶に適用されることを念のために申し添えます。

なお、上記の件に関しましては、不明な点がございましたら、弊会船体部貨物船にお問い合わせ下さい。

敬 具

添付1：附属書Ⅱが適用されるガスキャリアコードの物質

2：ガスキャリアに対する同等措置（MEPC 22/21/Add.1, Annex 7）

VOID

附属書Ⅱが適用されるガスキャリアコードの物質

a 物 質 名 称	b 国連番号	c 船 型	d 独立型タンク タイプ C の 要 求	e 貨物タンク内 気相部の制御	f 貨物蒸気の 検 知	g 計測	h 汚染 分類
アセトアルデヒド	1089	2G/2PG	——	不活性化	F + T	C	C
酸化エチレン/酸化 プロピレン混合物 酸化エチレンの濃度 が30%重量パーセン ト以下のもの	2983	2G/2PG	——	不活性化	F + T	C	D
イソプレン	1218	2G/2PG	——	——	F	R	C
イソプロピルアミン	1221	2G/2PG	——	——	F + T	C	C
モノエチルアミン	1036	2G/2PG	——	——	F + T	C	C
酸化プロピレン	1280	2G/2PG	——	不活性化	F + T	C	D
ビニルエチルエーテル	1302	2G/2PG	——	不活性化	F + T	C	C
塩化ビニリデン	1303	2G/2PG	——	不活性化	F + T	R	B

IMOの統一解釈 (MEPC 22/21/Add.1, Annex 7)

ガスキャリアに対する同等措置

次の要件を満足する場合、ガスキャリアコードに掲げられた附属書Ⅱ物質を運送するガスキャリアに対しては、第5、5A及び13規則に規定する構造、設備について同等物と認めることができる。

- .1 液化ガスばら積み船に対する適用すべきガスキャリアコードに従う適合証書を所持していること、
- .2 有害液体物質ばら積み運送のための国際汚染防止証書 (NLS 証書) を所持していること、
- .3 分離バラストの配置を備えていること、
- .4 ディープウエルポンプが設備されており、揚荷後の貨物残留量が最小となるように設計されていること。残留量は主管庁が以下の設計条件に基づいて定める。——適用期限を除き、規則5A(2)(b)又は5A(4)(b)のストリップング要件に適合し、貨物残留物は承認された通風設備により大気中に排出されること、
- .5 主管庁が承認した方法と設備のマニュアル (P & A マニュアル) を備えていること。
このマニュアルは、操作上、貨物と水が混合することがないこと、及び通風後貨物残留物が残らないことを確保するものであること、及び
- .6 適用すべきガスキャリアコードに掲げられた附属書Ⅱの有害液体物質のみを運送するよう国際汚染防止証書 (NLS 証書) に証明されていること。

上記の同等措置について第2(6)によるIMOへの通報義務はない。